

あずさ監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、あずさ監査法人を検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

記

- (1) あずさ監査法人を検査した結果、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守態勢、独立性確保のための手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行、監査調書の作成・保存に不十分な点が認められる。監査業務の審査については、体制、手続に不十分な点がみられるほか、重要な論点についての審査が不十分なものがあり、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点があると認められる。品質管理システムの監視に不十分な点が認められ、共同監査は不十分であると認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢は不十分であると認められる。

- (2) 監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられる監査業務、また、監査調書の作成が不十分なため、監査手続の検討過程が明らかでない監査業務が認められる。